

倫理法・倫理規程セルフチェックシート

(新採用・一般職員用③)

国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程の基本的事項についての理解度チェックです。各設問を読んで、正しいものに「○」を、間違っているものに「×」を記入してください。

番号	問 題	解答欄
1	非常勤職員は、常勤職員とは異なり、倫理法・倫理規程の適用対象とはならない。	
2	利害関係者に該当する民間企業の従業員は、全て利害関係者となる。	
3	これまで利害関係者であった民間企業の従業員が、他の部門に異動した場合、異動後の業務内容にかかわらず、異動後3年間は利害関係者とみなされる。	
4	利害関係者から自宅にお中元が送られてきたが、なま物であったため、返送すると腐ってしまうと思い、倫理監督官(倫理事務担当部局)に報告の上、廃棄した。	
5	利害関係者に当たる銀行からお金を借りたとしても、通常一般の利子を支払っていれば問題ない。	
6	利害関係者の事務所で業務打合せをしていたが、深夜に及び終電も終わってしまったため、利害関係者がタクシーを手配してくれた。公共交通機関がないことから、利害関係者の費用負担によりタクシーを利用してもかまわない。	
7	利害関係者に対し、当該利害関係者が広く頒布しているカレンダーを、自分の子どもにプレゼントしてほしいと依頼する行為は、カレンダーが宣伝用物品に当たることから、倫理規程違反にはならない。	
8	卒業後も付き合いを続けている大学のサークルの先輩が、利害関係者に該当する企業に就職し、自分が審査事務をしている許認可の申請を担当することになった。現在ではその先輩から頻繁に許認可の申請が行われているが、私的な関係があるため、これまでと同様に当該先輩からごちそうになったとしても倫理規程上問題ない。	
9	かつて利害関係者だったが、現在は利害関係者には該当しない業者から、季節の折々に宴席に招待されている。その業者とは長年職務上の関係があったことがきっかけで親しくなった間柄であるが、自分よりも年長者であるし、現在は利害関係者に該当しないことから、毎回ごちそうになっても、倫理規程上問題はない。	
10	利害関係者からの依頼により、報酬を受けて講演を行った。後日振り込まれた報酬に、講演に係る報酬等とは別に講演会で使用した資料作成に係る報酬が別途含まれていたが、倫理監督官の承認を得て講演を行ったので、倫理規程上問題はない。	